

関西大学と岸和田市との連携協力に関する協定書

関西大学(以下「甲」という。)と岸和田市(以下「乙」という。)とは、相互の人的、知的資源の交流及び物的資源の活用を図り、第1条に掲げる目的を推進するために協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が、包括的な連携のもと相互に協力し、活力ある地域づくり及び大学の活性化に寄与することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 甲及び乙は、次の事項について連携し協力するものとする。

- (1) 特色ある地域づくり・まちづくりに関する事項
- (2) 教育・文化・スポーツの振興に関する事項
- (3) 人材育成に関する事項
- (4) 健康・福祉の増進に関する事項
- (5) 地域産業の振興に関する事項
- (6) 学術研究に関する事項
- (7) その他、甲及び乙が協議して必要と認める事項

(期間)

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から令和10年3月31日までとする。

(その他)

第4条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

以上のとおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、双方署名の上、各自1通を保有する。

令和5年2月8日

(甲) 関西大学

(乙) 岸和田市

学 長 (自署)

市 長 (自署)